

土地区画整理法第76条の許可の電子申請について

～令和7年3月24日（月）から一部システムが変わります～

豊田市では、土地区画整理法第76条の許可申請について、**土橋・花園**区画整理事務所の窓口に行かずに、電子申請が出来ます。

詳しくは、各事務所へお問い合わせください。

- (1) 法76 条許可申請の受付を電子申請（あいち電子申請・届出システム）にて行うことができます。
- (2) ネット環境が整っていない人もいるため、窓口受付は、継続して実施します。
※窓口申請の場合は、従来どおり紙資料が2部提出が必要です。
※電子申請の場合は、紙資料の提出は不要です。
- (3) 許可書の交付については、公印付きのため従来どおり窓口交付になります。
- (4) 仮換地図など事務所で交付する資料については、従来どおり窓口交付になります。
- (5) 押印した書類・紙で受領した資料は、スキャンしシステムに添付してください。
- (6) システムに添付されるデータは、PDF・JPEG・docx・xlsx のいずれかでお願いします。
※データの添付容量は、各項目で最大 10MG までです。
※図面の数字等について鮮明な画素数での提出をお願いします。
- (7) **申請フォームは、豊田市ホームページにリンクを掲載しています。**
→トップページ→市政情報→まちづくり→土地区画整理事業→
土地区画整理 土地区画整理法第76条の許可申請について